

北海道千歳リハビリテーション大学における授業科目の成績の評価
に関する規程

平成29年2月25日
理事会規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道千歳リハビリテーション大学の学士課程における授業科目の成績の評価(以下「成績の評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価)

第2条 成績の評価は、次の表の右欄に掲げる学修成果の質に応じて、同表左欄の評語を付すことにより行うものとする。

評語	学修成果の質
S	授業科目の到達目標のすべての面で秀逸な学修成果をあげた。
A	授業科目の到達目標のすべての面で優秀な学修成果をあげた。
B	授業科目の到達目標のすべての面で良好な学修成果をあげた。
C	授業科目の到達目標のほとんどの面で合格となる最低限の学修成果であったが、良好な面がいくつかあった。
D	授業科目の到達目標のほとんどまたはすべての面で合格となる最低限の学修成果はなかった。

2 前項の表の左欄に掲げる評語のうち、S、A、B、Cを合格とする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、成績の評価に関し必要な事項は、教養科目にあつては共通教育担当教員、各専攻の専門科目及び専門基礎科目にあつては専攻長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に北海道千歳リハビリテーション大学の第1年次に入学する者及び平成29年度以降入学者の属する年次に入学する者について適用する。